

2022年4月から3段階で施行！

中小企業も大企業も待ったなしで同日施行！



会社の規模に関わらず、
人事労務担当者は必ず把握して
おこなうてはいけません！

産後パパ育休・育休の分割取得も
10月からスタート！

- 新たな企業の義務が増えます。
- 就業規則や社内規定の見直し・改訂が必要です。

今回は大きな改正点が目白押し！

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
- 育休制度の個別周知と意向確認の義務化
- 取得要件から「雇用期間1年以上」を撤廃
- 産後パパ育休/育児休業分割取得の創設
- 出生時育児休業給付金/社会保険料免除など



貴店番線印	指定	指定締切 5/18 (6/3発売予定)
		ここが変わった！ 改正育児休業早わかり
	冊	A5判 112P 本体1150円 9784426128067 自由国民社